◆入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

公告において「再資源化の有無：有」としているものは、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事となります。

１　入札参加資格等に関する事項（入札に参加する者は、以下の要件を満たす必要があります。）

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。

（３）「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。

（４）本工事の入札参加資格確認申請書提出期限の 6 か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。

（５）本工事の開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。

（６）　本工事に係る設計業務等の受託者（当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体の代表者を含むすべての構成員をいう。）又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。

一　受託者は、公告に掲載のとおりです。

二　「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア　当該受託者と法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 4 条退 2 項及び第 4 項に該当する会社。

イ　役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。

（ア）株式会社の取締役。ただし、次の a から d に掲げる者を除く。

a　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

b　会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c　会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d　会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ）組合の理事

（オ）その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

ウ　役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社。

エ　本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」、「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいいます。

（７）本工事の他の入札参加資格確認申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア　法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）。

イ　一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ　一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

（８）佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

イ　暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。）

ウ　暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク　役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以

外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ　イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

（２）契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の１以上とします。

ただし、請負金額が 500 万円未満の場合は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

3　配置予定技術者に係る資格及び専任性等について

（１）配置予定技術者の資格について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第 7 条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

（２）専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事について

主任技術者については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の定めるところにより、工事一件の請負代金の額（消費税込）が４，５００万円以上（建築一式工事は９，０００万円以上）については専任での配置が義務付けられています。さらに、下請負の総額が５，０００万円（建築一式工事は８，０００万円）以上の場合は、建設業法第３条の規定により会社として特定建設業の許可を有しているとともに、専任の主任技術者については監理技術者の配置が義務付けられます。

（３）配置予定技術者調書（様式第 3 号）について

ア　他工事に専任主任技術者（監理技術者）として配置している者を本工事の配置予定技術者として申請する場合は、本工事の契約予定日の前日までに（遅くとも現場に着手するまでに）、他工事の専任を外すことが確実（他工事の完成検査に合格する見込みが確実である等）であるものに限ります。また、真にやむを得ない事情により本工事に配置ができなくなった場合は、入札の際に辞退届を提出してください。

なお、落札決定後に申請した配置予定技術者を設置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き指名停止措置、契約の解除等を行います。

イ　専任での配置については、入札参加資格確認申請者において、入札心得（参考）の「※ 監理技術者等の専任期間について」を確認のうえ申請があったこととします。

ウ　配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができます。この場合においては複数の候補者の中から 1 名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。（複数の候補者の上限は 3 名までとします。）

4　入札参加資格に係る同種工事の実績（会社及び配置予定技術者）について

（1）特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が 20%以上の施工実績に限ります。

ただし、ＰＣ橋上部工工事（下部工工事と一体となった建設工事は除く。）の場合は、構成員のうち代表者としての施工実績に限ります。

（2）経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として認めます。

（3）経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含めることとします。

（4）配置予定技術者の施工経験の取り扱いについて

監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期（※中止期間又は余裕期間がある場合の工期については、中止期間及び余裕期間を差し引いた期間を工期とする。）の 2 分の 1 を上回る場合のみ施工経験として認めます。

ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限ります。

なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われていた期間が全期間の 2 分の 1 以上の工事については、現場施工の全ての期間に従事していた場合、施工経験として認めます。

5　書面提出資料の送付方法等

（1）書面提出資料の提出にあたっては以下の点に留意してください。

・提出方法は、郵送のみとし公告に掲載している受付期間内に提出先に到達したものに限ります。

・書面提出資料一切を封入し、封筒には、「発注機関名」、「工事名」及び「施工実績等資料在中」と朱書きしてください。

・配達事故を防ぐため、できるだけ書留郵便等の配達記録が残る方法としてください（普通郵便により提出された書類が受付期間の最終日に提出先に到達していない場合は理由の如何を問わず「入札参加資格無し」となります。）。

・提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

（2）「実績を証する書類」及び「資格等を証する書類」について、同じ内容で資料を提出する場合は、各様式ごとに添付資料として提出する必要はありません。

※提出書類

・入札参加資格確認申請書（様式第１号）
・同種工事の施工実績調書（様式第２号）
・配置予定技術者調書（様式第３号）及び経験を証する書類
・総合評定値結果通知書の写し（直近のもの）

（３）公告に記載している重複発注（所謂取り抜け）案件に複数案件の参加申請をする場合の取り扱いについて

全て同じ内容で資料を提出する場合は、「事実を証する書類」及び「経験を証する書類」については、各案件ごとに提出する必要はありません。ただし、「入札参加資格確認申請書」と「各提出調書（様式等）」については、参加する全ての案件で提出してください。

この場合においては、入札参加資格確認申請書下欄に「事実を証する書類」などの添付資料の添付先の工事名を記入してください。

記載例：「事実を証する書類等」は、○○○○第□□□□□□□□-△△△号×××××工事に添付

６　入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札資格を確認し、公告に掲載している期限までに電子メールで通知します。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格有りの通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に掲載している期限までに、その旨を記載した書面を提出してください。

７　落札者の決定方法等

（１）予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を定めます。くじは、当該入札事務に関係のない組合職員に引かせるものとします。

８　工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書（別紙様式２）について

入札書提出締切日時までに、「工事費内訳書」及び「技術者配置予定事前届出書」を入札書と併せて提出してください。

（１）　工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書は、公告に添付された様式を使用してください。

（２）　工事費内訳書について、入札心得６「無効の入札」を確認のうえ提出してください。

（３） 3-(2)の専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事に該当しない場合は、技術者配置予定事前届出書の提出は必要ありません。

（４） 技術者配置予定事前届出書の主任技術者及び監理技術者については、入札参加資格有りの通知を受けた配置予定技術者を届出てください。なお、経常建設共同企業体については、少なくともいずれかの構成員の主任技術者（監理技術者）に、入札参加資格有りの通知を受けた配置予定技術者を届出てください。

（５） 技術者配置予定事前届出書の提出時に主任技術者又は監理技術者が特定できない場合は、入札参加資格有りの通知を受けた技術者の中から複数の候補者を記入し提出できるものとしますが、複数人届出される場合においては、その複数の候補者の中から 1 名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。

９ 入札質問について

（１）質問期限について

入札案件に対して質問がある場合の質問期限は公告に掲載しておりますのでご確認ください。

質問期限を経過した後の質問は受付いたしません（回答いたしません）のでご注意ください。

（２）質問方法について

質問は、所定の様式により電子メールで行ってください。

※アドレスは公告本文に記載しています。

（３）回答方法について

質問に対する回答は、佐賀競馬ホームページに回答を掲載する方法により行います（併せて、入札質問をされた方に対してのみ、回答を掲載した旨を電子メールで連絡いたします。）。

設計内訳書の積算に関するものなど重要な回答が掲載される場合もありますので、入札質問をされていない場合であっても、公告に掲載している期限内は、適宜、佐賀競馬ホームページをご確認くださいますようお願いします。

１０ その他

（１）入札参加申請書において、参加意思が不明確な場合は、入札参加資格確認申請書の受付ができません。

（入札参加資格確認申請書の受付ができない主な事例）

○入札参加資格確認申請書の記載内容に不備（工事名、所在地、商号又は名称、代表者名の全てが記入漏れ）がある場合。

（２）入札参加資格確認申請書は、公告に添付された様式を使用してください。

また、書式の変更等は行わないでください。

（３）入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、電子メールにより辞退届を提出してください（原本は、後日郵送してください。）。なお、辞退届を提出できる期間は、公告に記載している入札書提出期間に限られております。

※入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

（４）入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。

（５）前払金　有（契約金額の 40%以内）

（６）中間前払金　有（契約金額の 20%以内）

（７）部分払　有

（８）本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）、落札決定後（中止した場合も含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせてください。

なお、入札心得 13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。

そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問してください。

（９）入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

（１０）入札心得（紙入札用）について

佐賀県ホームページ＞しごと・産業＞入札・補助金・公募事業＞入札＞建設工事関連　入札制度等＞入札契約制度＞佐賀県建設工事等入札心得（令和８年４月３０日一部改正）に掲載されていますので、必ず確認してください。

※債務負担行為または継続費による契約の場合は、１０ その他-(5)、(6)のうち「契約金額」とあるのは、「各年度の出来高予定額」と読み替えます。